

令和8年度

保険料の改定について

令和8年4月1日から国民健康保険料は次のようになります。

▼ 保険料月額 〈毎月月末納付期限〉 ▼

組合規約第19条に基づく

医療保険料 (基礎賦課額) + 後期高齢者支援金保険料 (後期高齢者支援金賦課額)

<0歳~74歳の方> 後期高齢者を除く	現行 令和8年3月31日まで	内 訳	
		医療保険料	後期高齢者支援金保険料
税理士である組合員	40,000 円	34,300 円	5,700 円
勤務税理士である組合員	31,800 円	26,100 円	5,700 円
従業員である組合員	23,500 円	17,800 円	5,700 円
家 族 一人当たり	14,300 円	8,600 円	5,700 円



<0歳~74歳の方> 後期高齢者を除く	改定後 令和8年4月1日より	内 訳	
		医療保険料 (据え置き)	後期高齢者支援金保険料 (300円引き下げ)
税理士である組合員	39,700 円	34,300 円	5,400 円
勤務税理士である組合員	31,500 円	26,100 円	5,400 円
従業員である組合員	23,200 円	17,800 円	5,400 円
家 族 一人当たり	14,000 円	8,600 円	5,400 円

※【後期高齢者支援金保険料】は、国から明示された「後期高齢者支援金」の拠出金の額に応じて、当組合の被保険者人数で按分して保険料の額を決めております。

介護保険料 (介護納付金賦課額)

<40歳~64歳の方> (第2号被保険者) 一人当たり	現行 令和8年3月31日まで	(300円引き下げ)	改定後 令和8年4月1日より
	6,100 円		5,800 円

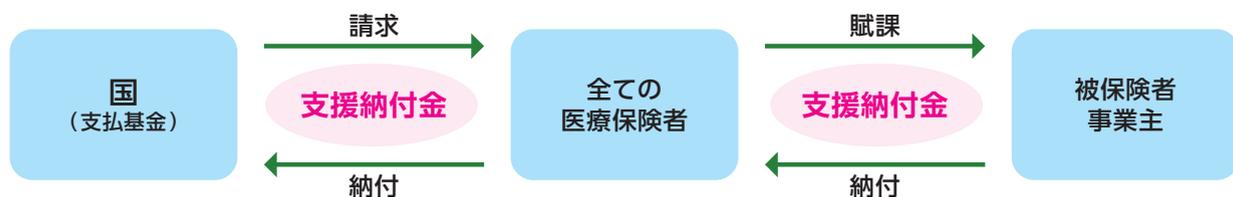
※【介護保険料】は、介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険に加入している被保険者)が納めることとなっております。当組合の【介護保険料】は、国から明示された当組合の「介護納付金」の納付額に応じて、当組合の介護保険第2号被保険者の人数で按分して保険料の額を決めております。

子ども・子育て支援納付金保険料 (子ども・子育て支援納付金賦課額)

<18歳以上の被保険者の方> 一人当たり	令和8年4月1日より	新設
	600 円	

※【子ども・子育て支援納付金保険料】は、18歳以上(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前でない高校生年代までを除く)の被保険者が納めることとなっております。当組合の【子ども・子育て支援納付金保険料】は、国から明示された当組合の「子ども・子育て支援納付金」の納付額に応じて、当組合の18歳以上の被保険者の人数で按分して保険料の額を決めております。当組合を含む全国の医療保険者は、国の代わりに徴収し、納付するだけの仕組みになっております。

「子ども・子育て支援納付金」の仕組み



「子ども・子育て支援納付金」の導入にあたって

- 「子ども・子育て支援納付金」は、子ども・子育て世帯向けの給付(児童手当の拡充等)のみに充てるものであり、従来納めていただいていた保険料とは区分された仕組みです。医療分や後期高齢者支援金分、介護分などに流用することはありません。国保組合は、あくまで国の代わりに徴収し、納付するだけとなります。なお、後期高齢者組合員の方については、後期高齢者広域連合が徴収することになっております。
- 「子ども・子育て支援納付金」は、令和8年度から令和10年度まで段階的に引き上げられることになっております。

後期高齢者組合員保険料 (後期高齢者賦課額)

後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上の方、または65歳~74歳で各府県の広域連合から一定の障害認定を受けた方)で、当組合の「後期高齢者組合員」として登録した方の保険料です。

※組合員が後期高齢者に該当して被保険者資格を喪失しても、組合員資格を残せば75歳未満の家族や従業員は従来どおり被保険者資格を継続できます。

<後期高齢者組合員の方>	(据え置き)
税理士である組合員	2,000 円
勤務税理士である組合員	2,000 円
従業員である組合員	2,000 円



去る令和8年2月12日に開催された第145回組合会において令和7年度決算見込みの報告及び令和8年度予算等を承認・可決しました。

令和8年度から「子ども・子育て支援納付金保険料」を新たに徴収することになりました。従来の保険料については、「医療保険料」は据え置き、「後期高齢者支援金保険料」、「介護保険料」については引き下げることにしました。
(各保険料の詳細は次頁をご参照ください)

国は、少子化対策の推進と子育て世帯に対する給付の拡充のため、令和8年4月から「子ども・子育て支援金制度」を創設することとし、その財源確保のため全国すべての医療保険者が、加入している被保険者から国の代わりに徴収することになりました。当組合におきましても、従来の「医療保険料」等に加え、徴収させていただくことになりました。

当組合の財政に関しましては、令和7年度は令和6年度に引き続き、療養給付費(医療費)の伸びが抑えられたため、令和7年度の単年度収支が黒字になる見込みであるため、**令和8年度につきましては「医療保険料」を据え置くことといたしました。**

また、被保険者全員が支払う「後期高齢者支援金保険料」及び40歳から64歳までの被保険者が支払う「介護保険料」については、負担額を一人当たり按分し算出した結果、それぞれ改定(引き下げ)をすることになりました。なお、「子ども・子育て支援納付金保険料」につきましては、18歳以上の被保険者が負担することになりますが、一人当たり按分し算出した結果、月額600円と決まりました。

令和8年度の予算額は、総額 107億9千272万4千円
前年度の補正予算と比較して、**1.39%増、1億4千776万9千円の増加**となっています。

当組合の被保険者数は減少傾向が続いており、令和7年度の平均被保険者数は2万1千336人となる見込みです。今後も減少が予想されるため、令和8年度予算では、前年度対比で、697人マイナスの2万639人としました。

歳出面では、保険給付費の予算額は被保険者数の減少が影響し、前年度より2億2千757万円の減少となっておりますが、一人当たりの医療費は診療報酬の引き上げ等による増加を考慮し、対前年度比3.51%増を見込んでおります。また、社会保険診療報酬支払基金へ支払う「後期高齢者支援金等」の予算額は、15億2千163万円となり、当組合の被保険者数の減少が影響し、前年度予算額と比較して、4千37万円減となりました。さらに、「介護納付金」の予算額は7億4千852万円となり、40歳から64歳の第2号被保険者の人数減少の影響により、前年度予算額と比較して、5千958万円減となりました。そして、令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」が始まり、18歳以上(高校生年代までを除く)の被保険者数を基に、国が算定した額を納付することになりますが、その「子ども・子育て支援納付金」の予算額は1億3千633万円となりました。

歳入面では、令和6年度より、医療費等にかかる定率の補助率が国保組合のなかでも最も低い13%に削減されました。令和8年度につきましても、国からの定率補助が引き続き13%となりますが、定率補助以外の普通調整補助分の交付額9千500万円を見込んだ結果、国庫支出金の予算額は、前年度予算額より8千332万円増の9億7千459万7千円となりました。

令和8年度の保険料につきましては、令和7年度は医療費が減少したこと等により、単年度収支が1億7千673万円の黒字になる見込みであることから、「**医療保険料**」を据え置くことといたしました。また、国に拠出するために徴収している「後期高齢者支援金保険料」と「介護保険料」については被保険者数に按分したうえで減額改定し、新たな「子ども・子育て支援納付金保険料」につきましては、月額600円と設定することといたしました。なお、「後期高齢者組合員保険料」につきましては、現行の月額2千円のまま据え置くことといたしました。今後も、医療費等の歳出削減に取り組み、財政の健全化を図っていく方針でございます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和8年度 予算額内訳

(単位：千円)

